

資産損失の損金算入に関する特集

企業所得税申告の際の資産損失については、損金算入する場合、資産ごとに適用要件が定められているため、注意が必要です。

1. 主な対象資産、適用要件

項目	貸倒損失	棚卸減耗損/棚卸廃棄損/棚卸品質低下損		固定資産廃棄損	
内容	会社において売掛金や前払金に貸倒れが発生	会社の各種棚卸資産に発生する正常な損耗	非正常な損耗	会社の固定資産が耐用年数到達、または超過時の正常な廃棄処分	非正常な廃棄処分
主な適用要件	次の(1)～(4)のいずれかのもの。 (1)裁判所が発行する破産公告、破産清算の弁償文書、敗訴判決書、裁決書 (2)工商部門の抹消、停止証明書 (3)回収期限を過ぎた 5,000 元以下の貸倒れは会社の説明 (4)回収期限を 3 年経過した場合 ①返済催促の記録 ②債務者が債務超過、3 年連続の欠損・休業の証明 ③会社が 3 年間債務者と取引がなかったこと など	(1)損金経理 (2)会社内の関連部門が発行する鑑定証明	資産の単位やロットの金額が小さいものは、会社内部の関連する技術部門が技術鑑定証明を提出する。 金額が大きいものは、専門技術鑑定部門の鑑定報告書、または法定資格を有する仲介機構の経済鑑定証明を取得して提出する。	(1)損金経理 (2)会社内の関連部門が発行する鑑定証明	(1)会社内の関連部門が発行する鑑定証明 (2)会社が資産ごとに説明を行った上、資産単位やロットの金額が小さい資産の処分、廃棄、毀損に関しては、内部の関連技術部門が発行する技術鑑定証明を提出する。 金額が大きい資産の処分等に関しては、専門技術鑑定機構の鑑定報告書、または仲介機構の経済鑑定証明を取得して提出する。

※ 資産の単位やロットの金額が小さいケースとは、① その損失が会社の同種棚卸資産の 10%以下、② その損失によって減算調整される当年度課税所得額、または増加する欠損額が 10%以下、もしくは 10 万元以下のいずれかをいいます。

2. スケジュール

- (1) 事業年度末日の日から原則 45 日以内に資料を準備して分局へ審査の申請を行う。
- (2) 分局長は 30 日（60 日までの延長あり）以内に批准するか否か決定する。
- (3) その損失額が、上海では 200 万元（その他の一定の資産損失を含む）超のものは、市税務総局に引継がれ、60 日以内に批准するか否か決定する。

（留意点）

1. 税務機関の審査により認められる資産損失については、審査が認められなかった場合、損金不算入となります。
2. 損失額については、保険により賠償された金額、責任者が賠償した金額を除きます。
3. 棚卸資産、固定資産に係る損失額に対する増値税については、仕入増値税の金額から控除します。